

# 止めよう! 変形労働制 94

## 「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑨ 新たな業務を増加させないとしているが、 基準はなく、いくらでも拡大解釈が可能

### ●制度活用を理由に、在校等時間を増加させないよう、「留意」すること

「指針」には、教育委員会や校長が「講ずべき措置」に、「通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること」との規定があります。

#### 2 教育職員に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じること。

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること

### ●明確な基準はなく、校長が自分の決定について判断するという矛盾

授業・部活動等の延長・追加や、業務の新たな付加をしないということは、誰が、何を持って判断するのかということは重要です。13日の交渉では、この点について質問しました。

#### 《道教委の回答》

服務監督教育委員会及び校長が、その措置を講じることされています。

道教委の回答は、どのように判断するのかについて答えていません。判断基準を示せないのであれば、この措置は全く意味を為しません。校内人事を決める校長が、自分の決定について判断するので、恣意的な判断にもなりかねません。

「通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由」に業務を増やしてはいけないということですから、制度の適用が理由ではないと言え、何でもありになってしまいます。

「留意すること」とされているため、「留意」はしたけれども、校内事情など総合的に判断した結果、やむを得ず業務を増加させることになったということも認められかねません。

明確な判断基準がないこと、校内人事を決める校長が自分の決定について判断するということが、この規定の大きな矛盾です。いくらでも拡大解釈ができます。歯止めとして全く機能しない措置を規定した杜撰な条例案を認めることができません。